「令和6年能登半島地震」により被災された 皆さまに対する特別な取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 添田 毅司、以下「当社」)は、今回の「令和6年能登半島地震」により被害を受けられたお客さまに対して、下記の通り特別な取り扱いを実施いたします。また、皆さまからのお問い合わせについては、通常のお問い合わせ番号に加え、地震により被害を受けられたお客さま専用の窓口を設置いたしましたので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

<令和6年能登半島地震により被害を受けられたお客さま専用ダイヤル>

コールセンター 0120-65-2269 ※通話料無料

平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)

主な特別な取り扱いは以下の通りです。詳しくは専用ダイヤルにお問い合わせください。

特別な取り扱いの対象となるご契約

- 令和6年能登半島地震による災害により災害救助法が適用された市区町村
- 対象となる市区町村については、内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

特別な取り扱いの期間

2024年7月31日まで ※その他期限のあるものは次頁にてご確認ください。

手続き内容	「特別な取り扱い」の内容	
ご契約を失効さ せないお取扱い	お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月延長する取り扱いを実施しております。さらに特別取り扱いとして、当社からお送りした通知物が返送された場合、お申し出の有無に関わらず、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月(2024年7月31日まで)延長する取り扱いをいたします。 なお、2024年8月1日以降、ご契約の継続をご希望される場合、2024年7月31日までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要があります。	
死亡保険金等のお支払い	今回の災害については、約款上の減額支払または不支払等の規定を適用せず、 保険金・給付金の全額をお支払いいたします。 また、ご請求に必要な書類の一部を省略するお取り扱いを行っております。 当社にご請求をお申し出の際に、必要書類をお問い合わせください	
入院給付金等の お支払い	 ▼の場合について、医師の証明書等に基づきお支払対象とします。 ①病院の事情により、早期退院して、臨時施設等で治療を受けた場合 ②病院の事情により、入院できず、臨時施設等で治療を受けた場合 ■病院の事情により、すぐに入院できず、臨時施設等で治療後に入院をした場合は、被災日に入院開始したものとしてお取り扱いします。 	
契約者貸付	新たに契約者貸付をご利用になる場合、契約者貸付利率を 0%とします。 受付期間 2024年3月31日までの新規貸付 利率 0%適用期間 新規貸付日から 2024年7月31日まで なお、以下の保険種類についてはこのお取り扱いの対象外です。 ・変額保険 ・変額年金保険(最低年金原資保証型) ・変額保険(有期型)(終身型) ・無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型) ・無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)	